

2026年4月23日

金融庁総合政策局リスク分析総括課金融犯罪対策室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令(案)」
に対する意見について

2026年3月27日付で意見募集が開始された標題命令案について、別紙のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見

【総括】意見提出の趣旨

- 今般の「命令案」については、預金取扱金融機関が不正利用口座に係る情報共有を行い、犯罪収益移転防止のために必要な措置を講じるよう努めること等を規定するための改正を行うものと認識している。
- 当協会の意見は、命令案で示された措置について、取扱いを明確化すべきと考えられる事項の確認を求めるものである。

No.	項目	意見等
1	命令案第32条第2項第1号	「当該預金又は貯金口座に関する情報の適正な取扱い」とは、具体的にどのような取り扱いを指すか。
2	命令案第32条第2項第1号	「安全管理のために行う措置」とは、取引制限と理解して良いか。また取引制限以外であれば、具体的に例示いただきたい。

以上